

～平成26年度7月分から下水道使用料を改定します～

下水道使用料は、下水道管きょや処理場の維持管理費や借入金利息の返済等に使われています。これらの汚水処理にかかる費用は、下水道使用料で賄うことが原則とされています。

しかし、本市では、一般会計から多額の繰入金(税金)により下水道使用料の不足分を補ってきました。市ではこれまでコスト削減など経営努力を行ってきましたが、それだけでは厳しい経営状況に対処することが困難となっています。

今後も下水道事業を健全化し、事業を安定的に継続するとともに、負担の適正化を図るため、平成25年度に下水道事業審議会、市議会で改定案の審議が行われた結果、下水道使用料の改定をさせていただきますこととなりました。

今後も事業の効率化や徹底した経費削減に努めますので、皆様のご理解ご協力をお願いします。

ご理解ご協力をお願いします。



下水道使用料新旧対照表(1か月当たり)

[表1]

(消費税込)

区	分	現行	改定後	増加額
基本使用料	0 ³ から	712.80円	719.28円	6.48円
汚水排水量 (1 ³ につき)	1 ³ から 10 ³ までの分	16.20円	18.36円	2.16円
	10 ³ を超え 30 ³ までの分	119.88円	151.20円	31.32円
	30 ³ を超え 50 ³ までの分	147.96円	187.92円	39.96円
	50 ³ を超え 100 ³ までの分	180.36円	235.44円	55.08円
	100 ³ を超え 200 ³ までの分	221.40円	293.76円	72.36円
	200 ³ を超え 500 ³ までの分	241.92円	321.84円	79.92円
	500 ³ を超え1,000 ³ までの分	284.04円	380.16円	96.12円
	1,000 ³ を超え5,000 ³ までの分	305.64円	415.80円	110.16円
	5,000 ³ を超える分	326.16円	446.04円	119.88円

[表1]に基づく改定後の下水道使用料計算例

一般家庭で1か月20³を使用した場合

・基本使用料 719.28円 (ア)

・汚水排水量 1³から10³までの分 18.36円 × 10³ = 183.60円 (イ)

10³から20³までの分 151.20円 × 10³ = 1,512.00円 (ウ)

・請求金額(1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てます。)

(ア)719.28 + (イ)183.60円 + (ウ)1,512.00円 = 2,414円

改定後下水道使用料の早見表(1か月当たり)

[表2]

(消費税込)

汚水排水量	下水道使用料	汚水排水量	下水道使用料	汚水排水量	下水道使用料	汚水排水量	下水道使用料
0 ³	719円	9 ³	884円	18 ³	2,112円	40 ³	5,806円
1 ³	737円	10 ³	902円	19 ³	2,263円	50 ³	7,685円
2 ³	756円	11 ³	1,054円	20 ³	2,414円	60 ³	10,039円
3 ³	774円	12 ³	1,205円	21 ³	2,566円	70 ³	12,394円
4 ³	792円	13 ³	1,356円	22 ³	2,717円	80 ³	14,748円
5 ³	811円	14 ³	1,507円	23 ³	2,868円	90 ³	17,102円
6 ³	829円	15 ³	1,658円	24 ³	3,019円	100 ³	19,457円
7 ³	847円	16 ³	1,810円	25 ³	3,170円	200 ³	48,833円
8 ³	866円	17 ³	1,961円	30 ³	3,926円	300 ³	81,017円

※ 通常、請求は2か月分ですので、水量を2分して、ご確認ください。

主な改定内容について

◆ 平均21.6%の下水道使用料の改定を平成26年度7月分として請求するものから行います。

一般家庭で1か月当たり20³の水量を使用した場合、2,073円から2,414円へ341円の増額となります。(消費税率8%で計算した場合の差額です。)

改定後下水道使用料の速算式（1か月当たり）

[表3]

(消費税込)

汚水排水量	速算式
10m ³ を超え 30m ³ までの分	○m ³ × 151.20円 - 609.12円
30m ³ を超え 50m ³ までの分	○m ³ × 187.92円 - 1,710.72円
50m ³ を超え 100m ³ までの分	○m ³ × 235.44円 - 4,086.72円
100m ³ を超え 200m ³ までの分	○m ³ × 293.76円 - 9,918.72円
200m ³ を超え 500m ³ までの分	○m ³ × 321.84円 - 15,534.72円
500m ³ を超え1,000m ³ までの分	○m ³ × 380.16円 - 44,694.72円
1,000m ³ を超え5,000m ³ までの分	○m ³ × 415.80円 - 80,334.72円
5,000m ³ を超える分	○m ³ × 446.04円 - 231,534.72円

※ 上記の○印に1か月分の該当水量をあてはめ、算出してください。
算出した金額に1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てます。

経営努力の取り組みについて

- ◆ **建設コストの縮減**
管きよの浅層埋設などにより建設コストの縮減を図っております。
- ◆ **企業債利息の軽減**
企業債(借金)を高利率のものから低利率のものへ借り換えをしています。
- ◆ **汚水処理の普及**
接続率向上のため、普及指導員による訪問指導を進めています。

下水道使用料の減免制度について

- ◆ 減免を希望する方は、申請(要捺印)が必要です。
申請窓口は、各区くらし応援室、水道営業所です。(水道料金の減免を受けている方は、申請不要です。)

[表4]

対象の方	添付書類と発行窓口	
生活保護法による生活扶助を受けている方	生活保護受給証明書	各区福祉課
児童扶養手当を受給している世帯	児童扶養手当証書の写し	各区支援課
市県民税が非課税の世帯	世帯構成届出書	申請窓口
	市県民税非課税証明書(18歳以下の扶養者を除く世帯全員分)	各区課税課

※「中国残留邦人等で生活支援の給付を受けている方」及び「天災等による罹災者」、「東日本大震災等被災者」は、減額の対象となる場合があります。

井戸水等の使用について

- ◆ 井戸水の使用や使用人数等に変更がある世帯、地下水等を使用する事業所等での下水道利用は建設事務所下水道管理課へ届出が必要です。

お問い合わせ先

北部建設事務所下水道管理課 (Tel.048-646-3248) 西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区にお住まいの方

南部建設事務所下水道管理課 (Tel.048-840-6248) 中央区・桜区・浦和区・南区・緑区にお住まいの方